

風災の保険金請求の手順



1、「写真」と「お見積り」のご準備をお願いいたします

- ・ 損害を受けてしまったものの「**全体像がわかる写真**」
- ・ 損害状態がわかるような「**損害ヶ所のアップの写真**」
- ・ 損害額がわかるように「**型式・型番や説明書の写真**」
- ・ 修理業者さまにまずは「**修理見積り**」だけご依頼ください。

※ 必ず保険金（査定金額）がわかってから修理のご依頼をしてください。

2、保険会社の鑑定人の「査定」をお待ちください

- ・ 業者さまの見積もりがそのまますべて認定されるとは限りません

特に、営業に来られた方にはご注意ください。それを承知の上で着工を急がせ、契約書みたいなものにサインをさせるのは悪徳業者です。業者見積りが400万円、鑑定人の査定が60万円というケースもありました。必要と判断すれば事前に保険会社から業者さまへ直接ご連絡をして確認もしますので、保険を使うようであれば

「業者さま優先」ではなく「査定優先」をお願いいたします。

3、「保険金」のお支払い～業者さまへ「修理着工のご依頼」

- ・ 査定金額にご了承いただけましたら、それを「保険金」としてお支払いします。
- ・ 免責（自己負担部分）がある場合はそれを差し引いたお支払いになります。
- ・ 保険金のお支払いが確定したら、業者さまへ修理着工のご依頼をお願いします。
- ・ お引落とし口座へのお支払いの場合「保険金請求書」の省略可。（少額の場合）